主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人石橋重太郎の上告趣意第一点は、憲法違反をいう点もあるがその実質は、 単なる訴訟法違反の主張であり(なお、所論起訴状の記載が刑訴法二五六条六項に 違反しないとした原判決の判断は正当である。)、同第二点は、事実誤認の主張で あつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年九月八日

最高裁判所第一小法廷

誠	田	岩	裁判長裁判官
俊 郎	江	λ	裁判官
謹 吾	部	長	裁判官